

# 中古農機具紹介事業実施要領

平成26年5月16日

## 1. 目 的

県央南農業共済組合(以下「組合」という)は、農業・農村の支援に関する事業として、「中古農機具紹介事業」を展開し、組合員相互のニーズに応える情報を提供し、農家・地域から喜ばれる活動を通して、組合員との接点を強化し、農機具共済の引受拡大及び農家補償の充実を図る。

## 2. 仕 組 み

中古農機具の有効活用を促進するため、「4.情報提供」により紹介し、組合員(売り手・買い手)相互の交渉の場を設定する。但し、組合は交渉内容に係る全てについて関与しない。

組合は、紹介のみを目的とすることから、一切の費用、手数料等は発生しない。但し、紹介する条件として交渉が成立した農機具(トラクター・自脱型コンバイン・普通コンバイン)については、原則としてNOSAIの農機具共済に加入するものとする。

## 3. 対 象 者

組合の組合員とする。

## 4. 情 報 提 供

「個人情報保護に関する法律」を遵守し必要な情報の提供を行う。

### 《売り手》

売りたい機種がある場合は、電話連絡等により組合で受付し、下記の方法により情報提供を行う。(提出書類【様式1】)

- (1) 組合広報誌に「売りたい機種の写真・金額等」を掲載する。
- (2) 組合ホームページに「売りたい機種の写真・金額等」を掲載する。

### 《買い手》

買いたい機種がある場合は、電話連絡等により組合で受付し、下記の方法により紹介する。(提出書類【様式2】)

- (1) 売り手の住所・氏名・電話番号を連絡する。
- (2) 一機種に希望者が複数の場合は、受付順に紹介する。

## 5. 事業開始日

平成26年6月1日